

建設経済常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	小田原競輪場の普通入場料改正について	事 業 課

令和 7 年 10 月 27 日

小田原競輪場の普通入場料改正について

1 概要

小田原競輪場では「小田原市自転車競走実施規則」に基づく普通入場料を令和 7 年 10 月 1 日付けで改正し、令和 7 年 10 月 18 日（土）から運用している。

現行 100 円（有料） → 改正後 0 円（無料）

2 改正理由

小田原競輪場の普通入場料については、「小田原市自転車競走実施規則」に基づき、コインゲートに硬貨を投じる方法により徴収しているが、次のような理由から見直したものである。

- (1) 神奈川県内の他の競輪場（川崎競輪場、平塚競輪場）が既に入場料を無料としていること。
- (2) 入場料を徴収するためのコインゲートが老朽化し、係る設備の更新に約 6 千 5 百万円を要することが判明し、今後収入に見合わない支出が見込まれること。
- (3) 年間の大半の開催が既に無料となっていること（令和 6 年度は自場有観客開催 54 日の内モーニング競輪 29 日及び場外発売 125 日が入場無料）。

3 改正による影響

インターネット投票の普及に伴い、来場者が減少し、普通入場料収入は年々減少しており、入場料を無料としても、競輪事業経営への影響はない。

なお、特別指定観覧席については、従前からの変更はしない（1,000 円）。

過去 3 年間の普通入場料決算額の推移（単位：円）

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
2,546,100	2,518,500	2,086,800